

払われるため合計 2000 万ウォンが病院に支払われることになる。

しかし、臓器摘出術については、現行制度のもとでは十分な支払いがなされないため、臓器摘出病院が優先的に移植手術も実施可能な体制が必要である。1999 年に制定された移植法ではレシピエント選定が KONOS により機械的に行われていたため 2000 年には脳死からの臓器摘出件数が大幅に減少した。

これに対して 2002 年 8 月 26 日に臓器移植法が改正され（施行は 6 ヶ月後）、臓器摘出病院に臓器が優先的に分配されることが考慮されるようになった（たとえば腎臓移植の場合は少なくとも一つの腎臓の分配を優先的に受けることが可能となった）。<sup>17</sup>

### 3.2 骨髓移植

#### 3.2.1 概要

現在、韓国における骨髓移植コーディネート団体は、KMDP と漢南聖母病院である。今回の調査では、日本の骨髓移植バンクと提携関係のある KMDP を訪問調査した。

KMDP の運営費年間予算（2003 年）は、2,561,900,000 ウォン（約 256,190,000 円）であり、レシピエント負担、国からの補助金、医療・医薬品業界からの寄付、個人寄付などによりまかなわれており、それぞれの割合は、レシピエント負担（72%）、補助金（24%）、医療・医薬品業界からの寄付（2.9%）、個人寄付（0.5%）である。

また、国（厚生省）からの補助（2003 年）は 616,000,000 ウォン（約 61,600,000 円）で、HLA 検査費用とドナー数增加キャンペーン費に充てられている。

骨髓移植実施件数、2000 年～2002 年における骨髓提供数、性別、提供者年齢、対レシピエントとの関係は下図表の通りである<sup>18</sup>。

図表 4-11 骨髓移植実施件数（性別）

	男性	女性	不明	合計
2000	185	126	7	318
2001	249	160	15	424
2002	282	167		449

図表 4-12 骨髓移植実施件数（提供者年齢）

	<1	2-5	6-10	11-17	18-34	35-49	50-64	65+	不明	合計
2000		7	20	21	139	107	17		7	318
2001	2	12	20	35	214	111	15		15	424
2002	1	9	11	27	220	156	25			449

<sup>17</sup> Mrs.Chun、Yang M.D.によれば、同改正後、漢南聖母病院では脳死者からの臓器摘出件数は増加しているという。また、遺族の同意要件も緩和された（3.1.3.註 13 参照）。

<sup>18</sup> KONOS, Annual Report 2002, pp. 80-83

図表 4-13 骨髓移植実施件数（対レシピエントとの関係）

	夫婦	親	子	兄弟姉妹	その他血縁	非血縁	合計
2000		15		265	2	36	318
2001		8	4	282	1	129	424
2002		1	3	321		124	449

KMDP がコーディネート業務を担当した非血縁骨髓移植施行件数は下記のように推移している。

2000. 03. 24 : 100例目

2001. 07. 13 : 200例目

2002. 06. 19 : 300例目

2003. 10. 16 : 500 例目

### 3.2.2 レシピエント負担額について

KMDP を介して骨髓移植を受ける場合、患者は KMDP 登録費として 30,000 ウォン（約 3,000 円）、ドナーコーディネート料として 320,000 ウォン（約 32,000 円）負担する。

また骨髓採取費用は 6,900,000 ウォン（約 690,000 円）であり、医療費も含めた患者負担額の合計はおよそ 5000 万～6000 万ウォン（約 500 万円～600 万円）となる。

保険適用の範囲が限定されているため、骨髓移植における患者負担は大きい<sup>19</sup>。

## 4. 考察

本調査により以下の点が明らかとなった。

### (1) 移植コーディネート組織の運営費について

- 公的負担により（英国、韓国：税、フランス：税+保険）財政的基盤が確保されている。
- コーディネート業務のみならず、医療機関への監督や情報公開、広報活動等移植医療に関する対社会的業務も行っている。

### (2) 移植医療について

- 英国、フランスでの移植医療のほとんどは脳死からの臓器摘出であるのに対し、韓国では 98% は生体からの臓器提供である。
- 英国、フランス、韓国においても恒常的な臓器提供数不足が共通の課題となっている。今後も厳格な運営を通して社会の信頼を得ることと、広報活動を通して理解を求めていく必要性が指摘された。

### (3) 患者負担について

- 英国、フランス、韓国では移植医療は公的負担（英国：税、フランス：保険、韓

<sup>19</sup> Mrs.Nha へのインタビュー時の指摘。

国：保険）の対象となっている（ただし、韓国では保険適用範囲が限定的であるため、移植医療における患者負担は高額である）。

移植医療が 3000 件前後実施されている英仏においては、移植コーディネート組織の運営費は 20 億円前後、移植一件あたりのコストは 65 万円前後であるのに対して、日本では約 7 倍の 440 万円を要している。その理由として、英仏の 5% に満たない移植実施件数の少なさが挙げられる。

以上の結果より、コーディネート組織の財政基盤を公的負担によって強化し、社会に対する情報公開や広報活動、移植医療全体の管理監督活動を実施していくことで、移植医療の社会的受容を促進していく必要性が示唆された。

移植医療の費用負担・財源調達システムの構築に関する研究

平成 14~15 年

総括・総合報告書

平成 16 年 3 月

発行: 財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会

医療経済研究機構

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-5-7

永田町荒木ビル

TEL : 03 (3506) 8529

FAX : 03 (3506) 8528

PJ No. 03204

PJ No. 02204